

厚生労働大臣の定める揭示事項

2026.9.1

◇当病院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1. 入院基本料に関する事項

下記の人員配置については年間平均患者数より算出

東3階病棟 地域一般入院料3 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日3人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は23人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は23人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は12人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は24人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は12人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は24人以内

東4階病棟 精神病棟15対1入院料 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は9人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は14人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は21人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は41人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は21人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は41人以内

東5階病棟 精神病棟15対1入院料 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は9人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は15人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は23人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は45人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は23人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は45人以内

西2階病棟 精神病棟15対1入院料 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は8人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は16人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は24人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は48人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は24人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は48人以内

西3階病棟 精神科急性期治療病棟入院料1（看護配置13対1 看護補助配置30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は7人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は14人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は21人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は41人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は21人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は41人以内

西4階病棟 精神病棟15対1入院料 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は8人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は16人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は23人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は46人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は23人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は46人以内

西5階病棟 精神病棟15対1入院料 及び 看護補助加算1（30対1）を算定しています。

- 当病棟では1日10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び1日5人以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は8人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は16人以内
17:00～24:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は24人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は48人以内
0:00～9:00	看護職員	1人当たりの受持ち患者数は24人以内	看護補助者	1人当たりの受持ち患者数は48人以内

2. 九州厚生局への届出に関する事項（施設基準届出）

精神科病棟（東4階、東5階、西2階、西4階、西5階）には、
常時、入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を
配置しております。

精神科急性期治療病棟（西3階）には、
常時、入院患者 13 人に対して 1 人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を
配置しております。

内科病棟（東3階）には
常時、入院患者 15 人に対して 1 人以上の看護職員と、
常時、入院患者 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を
配置しております。

各施設基準

精神科作業療法	医療保護入院等診療料
看護配置加算	看護補助加算 1
検体検査管理加算Ⅱ	感染対策向上加算 3
薬剤管理指導料	精神科身体合併症管理加算
救急医療管理加算	精神科地域移行実施加算
精神科ショート・ケア（小規模なもの）	療養環境加算
精神科デイケア（大規模なもの）	CT 撮影及び MRI 撮影
依存症入院医療管理加算	認知症ケア加算 3
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	精神科退院時共同指導料 2
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	地域支援・医薬品供給対応体制加算 3
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	入院ベースアップ評価料 3 6
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
集団コミュニケーション療法料	データ提出加算 1・3
診療録管理体制加算 2	口腔管理連携加算
電子的診療情報連携体制整備加算 2・3	

3. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時 昼食：午後0時 夕食：午後6時）、適温で提供しています。

また入院時食事療養費の主な自己負担額については以下の通りです（令和8年6月より改定）

対 象 者		負 担 額 (1食あたり)
一般（住民税課税世帯）		1食550円
指定難病の方		1食330円
平成27年4月1日以前から平成28年3月31日までに継続して1年以上精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している一般所得区分の方		1食260円
住民税非課税世帯の方（低所得Ⅱ）		1食270円
	上記のうち、過去1年間の入院期間が90日超	1食220円
住民税非課税世帯に属し、所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢者（低所得Ⅰ）		1食130円

4. 明細書の発行に関する事項

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない（当月の公費負担が上限まで達するなどされている）方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合に、その代理の方への発行を含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にご旨をお申し出ください。

5. 保険外負担に関する事項

◆ 選定療養費（内科病棟への180日超入院）について

内科病棟において、入院期間の通算日が180日を超える場合、患者様の状態によっては入院基本料の15%（1日につき1,650円 税込）が健康保険より支払われません。そのため入院基本料の15%を選定療養費としてご負担頂くこととなります。

- ※ 転院等の患者様は、他医療機関の入院歴が通算される場合があります。
- ※ 尚、内科病棟に180日を超えて入院されている場合でも選定療養費の対象とならない場合（厚生労働省が定める難病指定の方や人工呼吸器を使用されている方等）がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

◆ 特別療養環境室料（差額ベッド代）について

特別療養環境室とは下記の特別な療養環境の基準を満たした部屋であり、当該病室での治療を希望する方に同意の上、ご入室頂きます。費用については保険診療の対象外のため、全額自己負担となります。各室料につきましては下記の一覧表をご参照ください。

～ 基準 ～

- 1、病室の病床数は4床以下の病室
- 2、病室面積が1人当たり6.4平方メートル以上である
- 3、ベッドごとにプライバシーを確保するための設備がある
- 4、特別の療養環境として適切な設備を有すること

差額ベッド料込み病室の利用料金

当院では、「差額ベッド料込み病室」をご用意しております。
1日当たりの利用料金(税込)は、以下の通りです。

東棟			西棟					
東3階病棟			西2階病棟			西4階病棟		
病室名	定員	料金	病室名	定員	料金	病室名	定員	料金
特別室1号	2名	22,000円	特別室3号	1名	1,650円	西401号室	1名	1,100円
特別室2号	1名	5,500円	特別室5号	1名	1,650円	西402号室	1名	1,100円
特別室3号	1名	1,650円	特別室6号	1名	1,650円	西403号室	1名	1,100円
東311号室	2名	1,650円	特別室7号	1名	1,650円	西415号室	2名	550円
東4階病棟			西3階病棟			西5階病棟		
病室名	定員	料金	病室名	定員	料金	病室名	定員	料金
特別室1号	1名	2,200円	西301号室	1名	1,100円	特別室1号	1名	2,200円
特別室2号	1名	2,200円	西302号室	1名	1,100円	特別室2号	1名	2,200円
東413号室	2名	550円	西313号室	2名	550円	西511号室	1名	1,100円
東415号室	2名	550円				西512号室	1名	1,100円
東5階病棟						西501号室	2名	550円
病室名	定員	料金				西502号室	2名	550円
東515号室	2名	550円				西517号室	2名	550円

令和8年5月23日 改定
おおりん病院 病院長

◆ 診断書・証明書及びその他の保険外負担について

保 険 外 負 担 に つ い て

当院における保険外負担に関する項目及び料金は以下の通りです。

文書料・面談料

医師証明書・診断書	1 通につき 3,300 円
医師面談料	1 回につき 5,500 円
入院証明書	1 通につき 5,500 円
死亡診断書	1 通につき 5,500 円
各種年金診断書料	当院にて初回作成
	1 通につき 11,000 円
	2 回目以降 1 通につき 5,500 円
おむつ使用証明書	1 通につき 1,100 円
その他簡単な証明書	1 通につき 1,100 円
上記に記載のない証明書は様式や内容により判断させていただきますので、 窓口へお尋ね下さい	

その他費用

エンゼルセット	4,400 円
洗濯・テレビカード	1 枚 1,000 円（尚、残金については返金致しません）
クリーニング代 右にないものは窓口へ お尋ね下さい。	パンツ 1 枚 69 円 シャツ 1 枚 89 円 靴下 1 足 69 円 タオル 1 枚 37 円
入院医療諸雑費 （医療行為外代行業務費用）	1 日 150 円
死後処置料	11,000 円

6. 当院でのお薬の処方について

当院では、後発医薬品の使用を推進しており、医薬品の品質や安全性、安定供給体制などの情報収集や評価を行っています。医薬品の供給が不足した場合は、十分に説明の上で処方する医薬品を変更する場合があります。

また供給・在庫の状況に応じて円滑かつ適切に医薬品を提供するために、処方箋には医薬品の銘柄ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っています。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担（別途消費税を徴収）となります。ご理解のほど、よろしくお願い致します。

お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

7. 医療情報の活用について

当院では、オンラインによる資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するために十分な医療情報を取得・活用して診療を行っています。